

平成 27 年産そばのモニタリング検査について

平成 27 年 6 月 22 日
経 済 流 通 課

I 基本的な考え方

- 平成 26 年産そばの取組を踏まえ、吸収抑制対策及び収穫後の検査等を組合せて安全を確保する。
- 当該検査区域の検査結果が判明するまで出荷を待機し、収穫・乾燥・調製後のそばの検査結果に基づき、出荷待機を解除する。

II 検査の概要

1 検査区域及び検査密度

検査区域の区分	当該市町	検査密度	検査点数 (見込み)
①検査区域Ⅰ	・ 7 市町（汚染状況重点調査地域（佐野市除く））	市町村当たり 3 点 ※1	21
②検査区域Ⅱ	・ 18 市町（上記以外の市町村）	市町村当たり 1 点	18

※1：検査区域の作付面積が 3ha に満たない場合は、2ha に 1 点

2 検査方法

- (1) 農業振興事務所は、市町、集荷団体等と連携し、検査計画に基づき、収穫、乾燥・調製されたそばを出荷前の段階でサンプリング
- (2) 農業試験場において、ゲルマニウム半導体検出器により測定

3 検査結果の取扱い

放射性セシウムの検査結果により出荷可否を判断

- ア 50Bq/kg超(100Bq/kg 以下)の放射性セシウムが検出された場合、栽培管理の状況や周辺ほ場の調査を行ない、地域的な広がりを確認した際は旧市町村の水準にする等、検査強化する。
- イ 検査区域の全検体が 100Bq/kg 以下であった場合、当該区域の出荷待機を解除する。
- ウ 検査区域で 100Bq/kg 超が検出された場合、さらに詳細な検査を行ない、基準値を超える放射性セシウムが再度検出される等、地域的な広がりを確認した際には、当該区域の出荷自粛を要請する。